

二二	一三一	サフラン	(八)	五	撤回	一六
二二	二四三	印刷機械	(五)	五	五	一六
二三	二三五	製圖器械	(一〇)	八	一〇	一六
二四	二二五	バロメートル	(五)	五	撤回	一六
二五	二二三	テレスコープ	(五)	五	撤回	一六
二六	二五八	バター	(五)	五	撤回	一六
二七	一四七	×クロール酸加里	(一〇)	八	撤回	一六
二八	四一	衣裝類(帽子を除く)	(一〇)	一〇	撤回	一六
二九	三二六	オリブ油	(一〇)	一〇	撤回	一六
三〇	二五〇	キルク	(五)	五	撤回	一六
三一	一四七	藥品類	(一〇)	八	撤回	一六
三二	一九五	鏡、硝子器類	(一〇)	八	撤回	一六
三三	一九二	硝子類(其の他の)	(一〇)	一〇	撤回	一六
三四	三七	鈕釦	(一〇)	八	撤回	一六
三五	四五五	×フランネル	一〇	八	撤回	一六

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷四二六文書以下

第八節 對奧洪國交渉¹

奥國の態度 改正日本奥地利洪牙利間通商航海條約は明治三十年十二月五日奥地利首都維納に於て高平(小五郎)駐奥公使と奥洪國ゴルホウスキー Goluchowski 外相との間に調印せられたが、右調印は陸奥改正條約中最後となつたものである。其後批准書の交換も甚しく遅延し、事實明治三十一年十二月五日に行はれたが、本邦國定關稅定率法の實施を批准交換十ヶ月後となすべきを規定し居る爲め、右批准書の交換の日付は特に遡らせて十一月三十日とした。又一般の例と異り右批准交換を待たず、明治三十一年九月十日之を公布するところあつた。尤も之が全部の實施は條約調印の際行はれた公文交換の結果、日佛改正條約に準じ明治三十二年八月四日となつた。

右の如く日奥條約の調印及批准交換が遷延に遷延を重ねた所以は、奥洪國の政體上重要事項に付奥地利國及洪牙利國双方に於ける政府機關の同意を得る必要のあつたことと、奥國政府に於て會て明治二年舊日奥條約締結の際本邦と諸外國との間の條約に所載せる一切の特權利益を一括規定した故智に習ひ、今回も亦最後に改正條約を締結し、各國の得た全部のものを占取しようと企てたに由るものである。而も舊日奥條約締結の場合と等しく、獨逸政府が其の背後に於て竊に奥國政府と接觸し、日獨條約交渉の際獲得し得なかつたものを日奥改正條約によつて占取せんと策動した形跡なしとしない。即ち日奥改正條約は日獨改正條約中の規定を殆ど全部包含して居り、而して彼の附屬稅目を廢

した代りに本條約と同時に日奥關稅追加條約を調印した。右關稅追加條約は其の形式は相互的であつても内容は全然片務的なものである。かゝる條約の締結は關稅協定に關する陸奥條約改正方針に扞格するものであるから形式丈けでも相互的とする爲め之が交渉に多大の困難を極めたのである。

明治二十七年八月三十一日陸奥外相は在獨青木公使に對し、奥國との條約改正交渉も依頼したいが、付ては駐奥公使兼轄を命ずべきや否やに付問合すところあつた²。青木公使は之に對へて「奥國に對しては明治二十三年渡邊（洪基）公使離任以來維納駐割本邦公使が缺員となつて居り、又奥國政府に於ては先年本邦駐割公使ビーゲンホーヴ *Baron von Bienenhove* の後任としてヘンゲルミューラーを任命しようとした際本邦政府が之を承認しなかつたことを依然含んで居る模様で、其れ以來在本邦公使を缺員の儘として居る。目下の事情では同政府に於ては維納への本邦專任公使の任命を希望して居り兼轄の公使を悦ばない様子である。依て條約改正交渉の爲めには奥國兼轄とせず單に之が爲め特命を帯びて同國に派遣せられる形式を探りたい」と上申した。依て陸奥外相は九月十七日青木公使に對し、條約改正の爲め奥國及瑞西兩首都に特派すべき旨を訓令し、同時に兩國との條約改正に對する全權委任狀を送付した。十月二十八日青木公使は維納に赴きカルノキイ *Kalnoky* 外相に面接し獨逸との交渉完了した後奥國との間に條約改正交渉を開談したい旨を申入れた。然るに條約改正に關する奥國政府の態度は渺々しからず前記兩國間に於ける專任公使交換問題を以て先決問題と爲す意向に見えた。青木公使はカルノキイ外相に對し、本邦政府に於て前記ヘンゲルミューラーに對する公使不承認は事情止むを得ないのであつたことを種々辯解し、又渡邊公使の後任は明治二十八年度の豫算案中に掲上し在るに付、同年度に入らば新任駐奥公使の任命を見るべき旨の言明を與へた。

其後奥國政府は條約改正に關し何等諸否の意向を洩すことなく、單に青木公使の獨逸に於ける交渉経過を見守るに過ぎなかつたが、明治二十八年九月十九日杉村（虎一）代理公使に對し奥國外相はヴァイデンブルック伯 *Comte*

Wydenbruck を本邦駐割の新公使として任命したこと、而して同公使は十一月十九日ゼノア出發赴任の筈であるから之に條約交渉に關する權限を附與する積りであると告げて、條約改正案の入手を希望した。依て杉村代理公使は西園寺外相代理の指令により十月三十一日之を手交した。其の際奥國外相及通商局長は杉村代理公使に對し、日本が未だ駐奥新公使を任命しないことに不滿の意を表したが、日本政府の希望によりては條約改正交渉を新任本邦公使の着任を俟つて維納に於て行ふことに變更しても差支ないと述べ、又奥國政府が改正條約に於て特に希望するところは關稅協定と、工業所有權保護との爲め別約を本條約と同時に締結するに在ることを述べた。依て本邦政府に於ては方針を改めて嚮に伊國駐割公使として同國との條約改正交渉に手腕を示した高平公使を駐奥公使に任命し、直接奥國政府との間に交渉を開始せしめることとした。同時に青木公使に對しては、豫定に反し獨逸との談判容易に片付かない爲め高平公使をして奥國及瑞西との交渉に當らしめるの止むなきに至つた事情を電報し、其の了解を得るところあつた。

高平公使赴任 斯くて高平新公使は愈々明治二十九年一月十九日維納に着任、奥國新外相ゴルホウスキイに面會し全權委任狀の到着を俟たず直ちに條約改正交渉を開始すべきことの承諾を得た。其後二月十四日信任狀を奥國皇帝に捧呈したが、奥國皇帝は其の際特に日本との條約改正に言及するところあつた。然るところ奥國政府に於ては日獨條約改正交渉の完了するを俟ち、獨逸の獲得せる全部を新日奥條約に採用すると同時に、更に奥國の希望するところの前記關稅協定と工業所有權保護とに關する特約を締結すべき方針を採つて容易に其の對案を提出しなかつた。然るに一方難航を續けた日獨通商條約及同領事職務條約も、愈々明治二十九年四月四日伯林に於て調印を了つた。茲に於いて奥國政府は改正條約對案を決定し五月二十九日其の内容を高平公使に對し非公式に通報するところあつた。右内容は前記關稅協定條約の締結、及工業所有權保護に關する規定追加の二點の外、獨逸と同様領事職務條約をも締結すべし

と云ふに在つた。次いで填國政府當局は六月二十九日(一)通商航海條約對案二十三ヶ條、(二)工業所有權保護に關する特別條約案、及(三)七十二品に上る協定税目案(但し内五十九品は日獨條約附屬税目を其の儘襲套し、残り十三品目は填國特産品に對するもの)を内報し(四)領事職務條約案に付ては尙關係當局間の意見一致せずとて後日提出すべき旨申添へた。其後八月二日に至り填國政府は前記通商航海條約對案等を正式に高平公使に對し提出した。尤も領事職務條約案に付ては依然政府部内の意見一致しないから之が提出を見合はすこと、其の代りに本邦提案中領事官職務に關する第十三條及第十五條を先方對案中に挿入することを申出でた。其の結果日填改正條約填國側對案は都合二十五ヶ條となつた。

填國對案 茲に始めて日填條約改正交渉に對する先方の對案が出揃つた次第であるが其の要領を概記すれば次の如くである。

- (一) 日獨改正通商航海條約、同附屬議定書及附屬交換公文を全部襲踏するところの日填改正通商航海條約を締結する。但し左の修正を加ふること。
 - (イ) 土地の所有者、小作人若は賃借人として一般内國民と等しく負擔すべき軍事上の賦役及徵發は免除の限りに非ざることを別項として規定すること。(第二條第二項)
 - (ロ) 填國軍艦に對し本邦開港に於て食料品及軍需品を無税にて貯藏し得べき特權を附與すること。(第十五條)
 - (ハ) 領事職務條約を締結しない代りに本邦提案第十三條及第十五條を存置すること。(第十七條及第二十條)
- (二) 日獨條約に附屬協定税目として掲記せられた一號綿天鵲絨類乃至五十九號精糖を日填條約附屬税目として重修協定する外更に填洪國特産品十三に付片務的に協定税目を設ける。(本節末填國要求の協定税目品表參照)
- (三) 工業所有權の保護に關し、十一ヶ條の特約を通商航海條約と同時に調印し實施すること。但し本特約は何時に

ても六ヶ月の豫告を以て廢棄し得べきものとする。

西園寺覆案 上記填國政府の對案に對し西園寺外相は六月一日付の電報を以て左の通り回訓した。

- (一) 日獨改正通商航海條約同様の規定を日填改正條約を襲踏することは主義として異議なきも左記五點に付ては政府部内及樞密院等に於て種々論議を生じ、之れが爲め批准交換前に適當なる修正又は解釋を決定しようと交渉中であるから日填條約中に其の儘採用し難い。尤も填國對案(一)の(イ)は其の冒頭に「不動産の所有が許さるる限り」なる字句を挿入する限り同意して差支なく之れに反し對案(一)の(ロ)第十五條は片務的規定なるのみならず文明諸國間に見る規定なるに付到底同意するを得ない。

- (イ) 日本裁判權を明確に保留することなくして工業所有權保護に關する規定を批准交換後直ちに實施すること。

(改正日獨條約第十七條及第二十一條末項)

- (ロ) 永借權、地上權其の他土地に關する物權享有を許すこと (同上附屬明治二十九年四月四日付公文第一項)
- (ハ) 組合により不動産を所有し得ること (同上附屬三月三十一日付青木公使より獨逸外相宛公文)
- (ニ) 領事裁判權存續に關する最惠國待遇 (同上附屬三月三十日付交換公文)
- (ホ) 關稅の公布及變更には六ヶ月前に公布するを要すること (日獨議定書第三節第五項)
- (二) 稅率協定問題に付ては填國より日本への輸入額は僅に一ヶ年間二萬五千圓に過ぎざるが故に到底同意するを得ない。若し之に同意する場合には本邦關稅協定に關する根本方針を覆すものである。
- (三) 工業所有權に關し特約を設くるは主義に於て反對せざるも之を本邦法制と合致せしむる爲めに種々の修正を要するに付到底本條約と同時に之を調印することを得ない。依て改正條約中には本邦提案に於ける如く單に國法による保護に付國民待遇を規定するに止むるより外ない。

更に西園寺外相は明治二十九年八月二十一日電報を以て「前記日獨條約中採用し得ざる五事項中(イ)(ロ)及既得權を尊重すること(四月四日付日獨條約附屬公文第四項)に付ては最惠國待遇を約すべく、且つ右の内(イ)に付ては別に公文を以て特別條約締結に至る迄の間最惠國待遇を保證すべく、且つ右締結の交渉は日獨議定書第一節第二項と異り通商航海條約效力發生前に之を開始する様其の規定を改めて差支ない」と訓令した。

上記澳國政府對案に對する本邦政府の訓令に基き、高平公使は交渉を進めたが、(三)に付ては元來澳國政府に於て差した實益なく單に何物か新軌軸を出さんとする自負心より出でたものに過ぎないから之を思ひ止まるに至つたが、(一)及(二)に付ては老大國たる面子を維持する爲め頑強に其の主張を維持して之に同意せず、彼我の交渉容易に妥結の見込なかつた。明治二十九年九月十八日再び就任した大隈外相は西園寺前外相の方針を維持したが、明治三十年一月十五日高平公使よりの建言を容れ、交渉の好轉を計る爲め在本邦澳國公使ヴァイデンブルックを召致し、本國政府に對して條約交渉の促進方に關し電報することを依頼した。右理由として「日本政府は前年中關係各國との改正談判を殆ど完了し残るは西・葡・澳の三國だけになつた。右の中本年に入つて西とは既に一月二日調印を了し、葡とも近々調印に至るべく、最後に残るは澳國のみとなつたから、日澳國交上至急調印を要す」と云ふに在つた。併し右澳國公使よりの電報も亦何等澳國政府の態度を緩和するを得なかつた。高平公使は二月五日付を以て大隈外相に對し上申し「澳國對案中(一)に付ては既に獨逸政府に對し同意したものである以上之を拒否するは公平と云へない。(二)に付ては既に他國との交渉結了せる此の際なれば他に惡影響を及ぼすの心配はない。又伊露國に對し改正條約調印後に協定を交渉すべきを同意したことが、單に交渉上の方便に出でたるものでない以上、澳國との間に條約調印に先ち之が交渉を始めるも妨げなき筋合なること、從てせめて澳國より要求品中前記十三品に對する本邦國定稅率案の内容を示し、以て澳國政府に安心を與へて差支ないではないか」との意見を述べた。更に附言して「澳國政府側に於ては、本邦が五萬圓

以上の物品に限り稅率協定を承諾するの方針であるとの點を捉へ、折角澳國よりの日本への輸出品額を調査中である。澳國政府に於ては澳國統計を基礎とし、日本へ輸出せられる澳國產品の額は獨逸・和蘭・英國等を経由して輸出せられるものを合せ、相當額に達し居るものと確信して居る。在橫濱澳國總領事に訓令し、要求協定品目の實情に付調査を行はしめて居るが、其の中六〇珠瑯鐵器、六二木製家具、六七假製寶石、七〇殺虫粉等は日本への輸入年額五萬圓以上上つて居ることを認め居るから協定の要求は容易に拋棄することは無からう。且つ本邦提案の如く單なる最惠國待遇の交換を規定する改正條約を締結するときは、毎年二百五十フロリン(一フロリンは邦貨約八十一錢)に及ぶところの本邦品は澳國に於て第三國との協定稅率の利益を受け得られるに反し、澳國生産品は本邦に於て第三國との協定稅率に均霑するもの皆無といふ實情となるに付、澳國に採り新條約の締結は甚だ不利と感ずるに至る次第である。依て澳國に對しては其の要求に係る十三協定品に對しては何等かの利益を與へるを可とする」と進言した。

右高平公使上申に對し大隈外相は明治三十年二月十日付を以て「本邦統計所載五萬圓以下の物品に對して協定を許すことは、依然第三國に及ぼす影響大なるを以て到底同意し難い。獨逸との協定に洩れた澳國より協定要求の十三品の内六三石鹼、六五水銀、六七假製寶石類、七一葡萄酒の四品は英國又は佛國との協定品となつて居り、残る九品中稅番六〇、六二、六四、六六、六九、七〇及七二は各國よりの輸入を合算するも五萬圓に充たない。僅に稅番六一洋燈部分品及六八鈕釦のみ最近の三ヶ年平均輸入總額が夫々五萬四千圓又は五萬二千圓に上り標準額に達するに過ぎない。」と説明し、更に二月二十五日付を以て「關稅定率法案の内容は關稅自主權に關係するに付議會提出前に外國政府に内告は出来ない、若し澳國政府に於て最惠國待遇適用の結果澳國へ輸入の本邦產品の方が本邦へ輸入の澳國產品よりも多くの利益を受ける結果不衡平を生ずることとなれば、日西改正條約(第十四條第二項參照)の場合に於ける如く新條約中より輸入稅に關する最惠國待遇を削除して差支ない」と訓令した。

大隈妥協案 敍上大隈外相の妥協的提案に對しても、澳國政府は毫も耳を假さず、只遷延策により本邦側を苦しめた。依て大隈外相は斷乎たる措置を採るに先ち明治三十年三月九日最後案として左記妥協案を電報した。

- (一) 澳國側に於て協定稅率の要求及工業所有權保護に關する特約の即時締結に關する提議を撤回すること。
- (二) 其の代りに日本側は澳國政府に對し、日獨改正條約と同様の條約締結に同意すること。但し左記條件によること。

(イ) 國定稅率は明治三十一年一月一日より實施するを可能ならしめる爲め、日澳條約の實施は日獨條約と異り批准交換後一ヶ月とすること。

(ロ) 國定稅率變更の場合に於て其の公布後六ヶ月の猶豫期間を要すとの規定は、衛生公安等の必要ある場合には之を適用しないこと。

(ハ) 批准交換後直ちに實施すべき第十七條工業所有權保護に關する裁判權は、日獨改正條約の場合の如く日本裁判所に屬すべきを明確にすること。

而して大隈外相は、關稅定率法案既に帝國議會に提出せられたから、始めて高平公使の意見を容れて關稅定率法案中より當該物品の稅率案を澳國政府に通報せしめ、澳國要求の協定物品に對する本邦國定稅率の高くないことを示した。

澳國政府は右大隈外相の最後案に對し、工業所有權保護に關し別約を締結しないこと及日獨條約に些少の變更を加へることに付ては同意を表したが、協定稅率設定に對しては頑強に主張を固持した。即ち明治三十年五月三十日に至り之を稅番六〇磁瑯鐵器、六一ランプ及部分品、六二木製器具、六八鈕釦、六九ヴェニス珠、七〇殺虫粉、七二馬に止めることは承諾したが、伊・露の場合に於ける如く改正條約調印後に稅率協定交渉を延期することは同意しなかつた。

た。蓋し當時瑞西政府内に於て日瑞條約調印の際の高平公使の言明に係はらず、本邦關稅定率法が懷中時計に對し高率を課するに至つたとの非難を生じて居た際なので、澳國政府は稅率協定の決定を希望した事情もあつたのである。

併し澳國政府に於ては高平公使の説明により、漸次澳國產品に對し關稅輕減を要求するが爲めには何等か相互的形式を採用するの必要あることを了解するに至つた。依て其後五月二十九日澳洪共同通商關稅委員會を開催した結果、澳國政府當局は高平公使に對し追加約款なる名の下に互惠協定案を提出した。

追加約款案 而し其の内容は全然片務的のものであつた。即ち同協定案

第一條に於ては上記澳國產品序列稅番六〇、六一、六二、六七、六八、六九、に對しては從價一割、七〇及七二に對しては從價五分を適用すべきこと、及右協定稅率は本條約終了期間迄存續すべきことを掲げ、

第二條に於ては本邦產品就中米、生糸、手織絹織物、絹製品、羽二重、磁器及銅器類に對しては本條約第五條により最惠國待遇を附與すべきことを規定し、

第三條に於て本追加約款は本邦國定稅率と同時に實施せらるべきこと、及日佛條約第二十四條末項に準じ澳國政府に於て本條約第五條廢棄を申込むときは本追加約款も同時に其效力を失ふことを規定した。

敍上澳國政府の誠意なき態度に對し大隈外相は既に明治三十年四月十四日付高平公使宛訓令を以て「澳國政府に於て飽く迄非妥協的に改正條約の締結を遷延せしめることは、明治二年日澳條約第二十一條に於て締結國の双方は實驗上必要な修正を提議し得、と規定しあるを無視するものである。依て帝國政府は澳國政府との交渉如何に頓着せず關稅定率法を明治三十一年一月一日より實施せんとす。尤も澳國品に對しては最惠國待遇を保證す。右帝國政府の意向を澳國政府に通告すべし。明治二年の日澳條約(第二十四條)も澳國政府の希望により批准交換前に實施したる先例あり。」と訓令するに至つた。然るに高平公使は五月十八日付大隈外相宛電報を以て「澳國政府に對し右の如き斷乎

たる通告を爲すことは、残るところの葡及西との改正條約の批准交換を終つた後でなければ、壤國は兎に角列國の同情を博する所以でない、又最惠國待遇交換の儘では、本邦側に大なる利益を齎すことと壤國政府に於て主張する通りである以上、右第三國の協定税率に均霑する本邦品の受ける利益の代償として、壤國要求物品に對し協定税率を承諾するも強ち不衡平とは云へない。即ち壤國要求品目の協定に對し本邦側よりは米・生糸・絹織物・漆器・陶器等壤國に於て第三國との協定税率の適用を受ける數品を選んで協定品目となし相互協定の形式を整ふること。尤も右本邦側協定品目に對する税率は壤國が既に第三國に許した協定税率其のものを掲げることとし満足すべきである。若し帝國政府にて形式的相互協定にて満足出來ないとならば上記物品に換へ壤國と第三國との間に協定税率の存しない扇子・茶・樟腦等第三國との協定のない本邦特産品を掲げることが要求すべきである。何れにしても相互協定の形式を整へ日壤關稅協定問題を解決すべきである。」と建言した。

右高平公使の建言に對し大隈外相は同意を與へた。故に高平公使は之れに基き交渉したところ、「壤國政府當局に於ては扇子等本邦特産品と雖も第三國との間に協定税率のない物品を第二條中に追加することは同意しないが、本邦國定税率の實施と同時に即ち本條約實施前に追加約款を發效せしめて、本邦産品をして第三國との協定税率に均霑せしめることは異存ない。」と回答した。壤國側の言ひ分は第一條所載壤國産品に對する協定税率は一九〇三年以後と雖も日壤條約有效期間中繼續することとなり、之に反し第二條所載本邦産品の受ける協定税率は一九〇三年以後其の效力を失ふから、外見上片務的であるが、本邦産貨物は本條約實施前に遡り協定税率による利益を享受することとなる譯だから、實質的に互惠的であると云ふに在つた。之れに對し大隈外相は九月二十日及十月二十七日付訓電を以て「其實質は本邦産貨物に採り不利となつても追加約款の形式は飽く迄相互的なべきこと、即ち

(一) 第二條所掲本邦品に對しては壤國と第三國との協定税率を掲げること。

(二) 追加約款の期限は第一條、第二條共本條約有效期間中存續すべきこと。

(三) 但し右有效期間中に兩締結國共第三國との間に協定税率を設けざることとなる場合に於ては本協定を廢止せしむるを得べきこと。」

の修正案を回訓した。然るに右回訓の到着するに先ち高平公使は十月二十五日直接壤國商務大臣に面會説得した結果

(一) 第二條に於て本邦産品に對し第三國との協定税率を掲記すること、

(二) 一九〇三年以後は本追加約款の效力は全部廢棄し得べきこと、及

(三) 本追加約款は本邦國定税率と同時に批准交換後一ヶ月後に實施すべきこと、

に付同意を得た。斯くして日壤條約改正交渉上の最難關であつた相互協定税率の設定及國定税率實施期の兩問題は決着し日壤改正條約は漸くにして明治三十年十二月五日高平公使とゴルホウスキー外相との間に調印せらるゝに至つた。右調印せられた日壤條約は

(一) 本條約

(二) 附屬議定書

(三) 追加條約

(四) 通商航海條約附屬外交文書並に同宣言書

より成り、其の内容は既述のもの外、議定書第三節に於て領事官の職權、司法事務の幫助、及犯罪人の引渡しに付特別條約締結に至る迄相互に最惠國待遇を與ふべきことを規定し、又通商航海條約第十八條及第二十三條に關し特に公文交換を行ひ、工業所有權の保護の即時效力發生に伴ふ裁判權問題に付ては他の條約改正國全部に適用せられる限り壤國民にも邦國裁判權を適用し得べきを約したのみである。尙日壤追加條約第一條壤國提案を其の儘採用したが、

第二條に於ては繭・生糸・屑糸を無税、純絹布類(平織のもの)毎百基二百フロリン、麥稈眞田同二フロリン、壁紙同十八フロリン、磁器同五フロリン及十フロリン、及び粗銅無税を掲げた。何れも第三國との協定税率を重修したものに過ぎない。當初第二條中には米を掲げることとなつて居たが本邦より壤國へ輸入の米は主として玄米なるに對し、第三國(伊太利)と協定税率の存せるは白米のみであつた。依て高平公使は獨斷を以て將來有望なりと認めた壁紙に代へることとしたものである。

關稅定率法 之より先本邦初めての國定税率たる關稅定率法案は松隈内閣により明治二十九年十二月二十二日開會の第十帝國議會に提出せられ、議會の協賛を得て明治三十年三月二十六日法律第十四號として公布せられ、其の實施期は壤國其の他條約改正未濟國との交渉進展の次第を見計らつて勅令を以て定めることとなつて居たが、敍上日壤條約の調印意外に遷延した爲め、豫定して居た明治三十一年一月一日よりの實施は困難となつた。されば右調印に先ち大隈外相はせめて同年七月一日より之を實施すべきことの同意を求めたが壤國政府に於ては斯くの如く條約の批准を俟たず國定關稅のみ早目に實施することに同意するを得ないと主張した。依て右急速批准方を求めたが是亦壤洪兩國議會の協賛を要することとて容易に進行しなかつた。茲に於て止なく高平公使の建言を採つて、恒例とは異なるも先づ本邦側の御批准を奏請し、明治三十一年三月二十二日御批准になつたから直に御批准書を維納に送付し、漸くにして同年十二月五日批准交換を了り、其の際交換の日付は特に明治三十一年十一月三十日と記入し、辛うじて其の一ヶ月後即ち明治三十二年一月一日より關稅定率法を實施するを得た。尤も右批准交換に先ち前記壤匈兩議會との關係上壤國側に於ける批准は何日迄遷延するか測知し難い状態であつたに鑑み、明治三十一年八月十七日付壤國政府との公文交換に基き明治三十一年九月十日外務省告示第十五號を以て、日壤改正通商條約は未だ批准交換なきも明治三十二年七月十七日、又同追加約款は同年一月一日より實施すべき旨を告示し、關稅定率法は明治三十一年九月十日勅令第二〇

八號を以て明治三十二年一月一日より實施すべき旨を布告し、同九月二十六日勅令第二〇八號を以て關稅定率法第三條により輸入税率の大部分を從量税に改算し之を同様明治三十二年一月一日より實施することとした。尙前者に付ては前記八月十七日付壤國外相より高平公使宛公文中他國の領事裁判權の存續する迄舊日壤條約の規定存續すべき旨を留保せるに付、本條約は日佛改正條約に均霑し、日佛改正條約の實施期日たる明治三十二年八月四日より本條約も實施せられることとなつた。

壤國要求協定税品表

備考

- 一、税番及本邦國定税率は明治三十年法律第十四號關稅定率法所載のものとし、括弧内は明治二十二年大隈條約附屬税目表による税番及税率とす。
- 二、輸入額は明治二十五年本邦貿易年表による。
- 三、△印は佛國と、○印は英國と陸奥條約に於て協定せられたる品目及其の税率とす。

序列	税番	品名	本邦國定税率	壤國要求税率	日壤協定税率	輸(入)額 (壤國より輸入額)
六〇	(二七一の内)	瑛瑛鐵器	(二〇〇%)	一〇%	一〇%	其の他の鐵器類三六六千円
六一	(四五一)	洋燈及部分品	(二〇〇%)	一〇	一〇	(一〇七)
六二	(二二九)	木製家具	(二〇〇%)	一〇	一〇	家具類一六
六三	(四四一の内)	△石鹼	(二〇〇%)	一〇	撤回	(一〇七)
	(一八九の内)	△石鹼	(二〇〇%)	一〇	撤回	(一〇七)
	(三九五)	(各種)	(二〇〇%)	一〇	撤回	(一〇七)
		化粧用のもの	(二〇〇%)	一〇	撤回	(一〇七)
		其他	(二〇〇%)	一〇	撤回	(一〇七)

六四	四五六 (二四六)	燐寸	一〇	同上	〇五
六五	(二七六)	○水銀	五	同上	九六
六六	四五四の内 (四七二の内)	狩獵用具	一〇	同上	一九
六七	四五〇の内 (二三八の内)	△假製寶石	一〇	一〇	一九
六八	五三の内 (三七)	鈕釦	一〇	一〇	二一
六九	一七二	硝子製品(窓硝子を除く)	一〇	一〇	二六
七〇	一三六の内 (一四七の内)	殺蟲粉	五	五	二四
七一	三九七 (四四五)	△葡萄酒	一〇	撤回	一三
七二	四〇二の内 (五)	馬	無稅	無稅	〇六
合 計	十三品(内八品協定を承諾す)		無稅		一三

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷五二八文書以下

23 夫々同右二三四、六三〇文書

第九節 殘餘諸國との條約改正交渉

第一款 對秘露交渉

改正提議 秘露との間には明治八年六月マリア・ルーズ號事件に關する紛争が露西亞皇帝陛下の仲裁により解決した後、同年八月二十一日副島外相と本邦駐在ガリシヤ秘露國公使との間に和親貿易航海假條約が調印せられた。(註第二章第五節第三參照) 同假條約は本邦が泰西諸國との片務的諸條約の改正を了する迄の一時的約定たることを示す爲め、特に第八條に於て他國との條約改訂の期に及べば、秘露國政府との間にも正式和親貿易條約を取結び、本假條約を廢止すべしと規定して居た。本假條約の形式は双務的となつて居るが内容は全然本邦に不利な片務的のものであつた。即ち第二條に於て在本邦秘露國領事官は最惠國待遇の特權を有し、又第五條に於て日本の各開港場に於て外國との交易に關し方今施行する輸出入稅額(即ち慶應二年の江戸改稅約書所定輸出入稅目等)は秘露との輸出入にも適用すべしと規定した。依て本假條約は安政諸條約に於けるが如く廢棄又は改正を要するものであるが、前記第八條は安政諸條約と等しく締約國の中孰れか一方よりの通告を以て廢棄するを許さず、單に締約國間の協議決定を以て改正を許すのみであつた。陸奥外相は他の歐米諸國に對すると同一方針を以て秘露に對しても條約改正を提議し、之が交渉は華盛頓に於て駐米栗野公使をして當らせることとした。

栗野公使は明治二十七年十一月日米改正條約調印を了したる後、時機を見て同地駐在秘露國イリゴイエン Joes M. Yr goyen 代理公使に對し日秘改正通商航海條約案を手交した。其の内容は陸奥外相が諸外國に提出した改正條約案と同一であつて互相對等を以て原則とした。而して右原則は既に英米等の大國が承認したところであるから秘露に於ても異議なく交渉は容易に纏つた。明治二十八年三月十日華盛頓に於て本邦提案通り英文のみを以て調印を了した。本條約は本邦提案を殆ど無修正の儘採用したものであるが、一、二些細の箇所に於て日米改正條約の規定を襲踏した。即ち其の内容を擧ぐれば

第一條及第二條に於て、入國・旅行及居住の自由・各種動産の所有・及合法に得るところの各種の財産の處分に關